

まちづくり交付金制度の概要について（参考）

1 まちづくり交付金とは

「三位一体の改革」を背景とする国庫補助金のあり方の抜本的な見直しを受け、H14に制定された「都市再生特別措置法」に基づいて市町村が作成する「都市再生整備計画」に位置付けられた事業の実施に要する経費に充てるため、H16から新設された交付金

2 まちづくり交付金の特徴

(1) 地方の自主性・裁量性の向上

従来の補助金	まちづくり交付金
●支援メニューが決まっている	○福祉、文化等の幅広い施設についても市町村の提案により支援

(2) 地方の使い勝手の向上

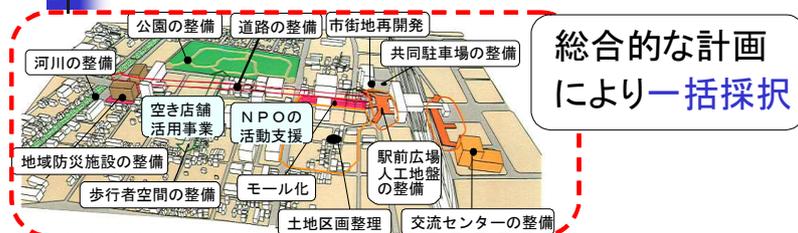
従来の補助金	まちづくり交付金
●事業間の流用は、変更手続きが必要	○交付金を計画に位置付けられた事業にどのように充てても自由
●年度間の流用は、繰越手続きが必要	○年度間で国費の調整が可能

(3) ニューパブリックマネジメントの導入

従来の補助金	まちづくり交付金
●個別施設ごとに国が事前審査	○事前に設定した目標・数値指標の達成に関する事後評価の重視

新しいまちづくりの支援制度

まちづくり交付金(2004～)



- ・市町村の提案に基づく事業も支援の対象
- ・交付金を計画に位置付けられた事業にどのように充てても自由
- ・年度間で国費率の調整が可能

